

# TCI コワーキング会員利用規約

本規約は、株式会社つくば研究支援センター（以下「当社」という。）が、TCI コワーキングにおいて提供するサービス（以下「本サービス」という。）に関して、その利用条件を定めるものである。

(目的)

**第1条** 技術系ベンチャーを起業予定の者または創業間もない者等に対して、同じ志を持った者がワーキングスペースを共用することで、切磋琢磨し合いながら起業等をするための環境を提供し、創業を促進することを目的とする。

(会員)

**第2条** 本サービスを利用できる者をTCI コワーキング会員（以下「会員」という。）といい、個人会員と法人会員の2種類とする。

2 会員になろうとする者は、当社が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、入会及び本サービスの利用を申込み、当社の承認を受けるものとする。承認の場合、当社は会員に利用承認書を交付するものとする。

3 当社は、前項の申込について審査を行い、不相当と判断するものを不承認とすることができるものとする。なお、不承認となった場合は、その理由について開示しないものとする。

4 会員は利用承認書に記載の期日までに入会金 5,000 円（税別）を支払うものとし、当社よりかかる場合も入会金の返金はしないものとする。ただし、会員が24歳以下の学生及び24歳以下の学生が代表を務める法人（以下、「学生等」という）の場合、入会金は免除とする。また、一度会員資格を喪失した後に入会する場合、会員は当社に再度入会金を支払うものとするが、会員資格を更新する場合は入会金を免除するものとする。

(サービスの種類と利用料金)

**第3条** 会員は、基本サービスとしてワーキングスペースを共同で利用できるほか、申込により次のオプションサービスを利用できるものとする。

サービス名	サービスの内容	利用料金(月額・税別)	
基本サービス	ワーキングスペースの利用	1人プラン (全会員対象)	通常 8,500円 学生等 5,000円
		2人プラン (法人会員対象)	通常 15,000円 学生等 8,500円
オプションA 住所他	住所の利用(法人登記可)・郵便受けの利用 宅急便預かりサービス	5,000円	
オプションB 駐車場	会員向け共用駐車場利用(ワーキング利用時限定) 但し満車の場合は外部に客様駐車場を利用	1台分 3,000円	

2 個人会員の場合は本サービスを受けるのは承認を受けた本人のみとし、法人会員は法人に所属する者のみとする。

3 当社及び会員は、本サービスの利用が賃貸借に該当しないことを確認し、いかなる場合も会員に賃借権が発生しないことはもとより、借地借家法の適用を受けるものではないことを確認する。

(利用期間)

**第4条** 会員資格および本サービスの利用期間は1年とする。

2 利用承認期間終了後も引き続き利用を継続するには、利用承認期間終了の2カ月前までに当社が指定する手続きを行い、承認を受けるものとする。

(利用期間の変更)

**第5条** 会員が利用承認期間の途中で本サービスの利用を中止する場合、利用を中止する月の前月10日までに書面により申し出なくてはならない。その場合は会員資格も喪失するものとする。

(利用料金の支払)

**第6条** 会員は、当社が交付した利用承認書に記載された金額を記載された期日までに当社の指定する方法で支払うものとする。

2 利用開始日及び終了日が月の途中の場合でも日割り計算を行わず、会員は1カ月分の利用料金を支払うものとする。

(利用料金の変更)

**第7条** 税法の改正により消費税等の税率が変動したときは、入会金及び利用料金の消費税等の額は変動後の税率により計算する。

(禁止事項)

**第8条** 会員は、次の各号に掲げることはできないものとする。

- (1) 承認申請書に虚偽の記載をすること。
- (2) 利用承認書に書かれた承認事項以外の行為をすること。
- (3) 会員資格や利用承認内容の全部若しくはその一部を第三者に転貸し、または第三者に利用させること。
- (4) 危険物・動物等、当社が不適当と認めるものを持ち込むこと。
- (5) 指定されたロッカー以外に私物を放置すること。
- (6) TCI コワーキング及び当社の共用スペースを宿泊の用に供し、またはこれに類似する行為をすること。
- (7) TCI コワーキングを含む当社の施設において、法令または公序良俗に反するとみられる行為および当社の信用を失墜させる虞のある行為、近隣に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

(修理)

**第9条** 会員の故意または過失に基づく事由により、TCI コワーキングを含む当社の施設に修理の必要が生じた場合、会員がその費用を負担する。

2 TCI コワーキングを含む当社の施設の破損・故障により、修理の必要が生ずるおそれのあるとき、会員は速やかに当社に通知しなければならぬ。

(損害賠償)

**第10条** 会員の故意または過失によって当社または第三者に損害を与えた場合、会員が一切これを賠償しなければならぬ。

(免責)

**第11条** 天災地変・火災等の災害、電気等の故障、盗難などにより発生した損害について、当社は、重大な過失がない限り会員に対し賠償の責を負わない。

2 当社が必要と判断した場合、本サービスを中断または終了することができるものとし、これにより発生した損害について当社は会員に対し賠償の責を負わない。ただしサービスを終了または1カ月以上連続で中断する場合、サービスを提供しないこととなった月の料金を返金するものとする。

(反社会的勢力の排除)

**第12条** 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者  
(会員資格・利用承認の取消)

**第13条** 会員が次の各号の一に該当し、当社の期限を定めた催告に応じない場合、当社は会員の会員資格及び利用承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 会員が利用料を期限までに支払わないとき。
- (2) 会員が利用承認書記載の目的以外に本サービスを利用したとき。
- (3) 会員が第8条の規定に違反したとき。
- (4) 会員が仮差押、差押、仮処分、強制執行、民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算開始の申立、解散決議等の宣告があったとき。
- (5) 会員が第12条各号のいずれかに該当すると判断したとき。
- (6) その他、会員として相応しくないと当社が判断したとき。

(利用の終了)

**第14条** 利用承認期間の終了または承認の取消があったとき、会員は速やかに施設の利用を中止し、鍵を返却し、住所の使用を中止しなければならぬ。

(通知事項)

**第15条** 会員は、利用承認書の記載事項（住所、代表者、商号等）に変更がある場合は、事前に書面にて通知するものとする。

(裁判管轄の合意)

**第16条** 本規約に関し、当社・会員間に紛争が生じたときは当社の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規定外事項)

**第17条** 本規約に定めのない事項ならびに規約の条項の解釈に疑義が生じたときは、当社・会員双方誠意をもって協議決定するものとする。

(平成30年4月1日改定)